

公益財団法人日本知的障害者福祉協会

会 長 井 上 博 殿  
常任理事 度 会 哲 賢 殿  
事務局長 末 吉 孝 徳 殿

東京南部労働者組合

執行委員長 河 野 通 彦  
東京南部労働者組合・日本知的障害者福祉協会  
組合員 松 浦 聡

## 抗議並びに回答要求書

2024年3月4日に行われた当組合と貴会との第21回団体交渉（以下、本団交と略）他につき、以下のとおり抗議し、回答を要求します。

### 記

1. 使用者と労働者との対等な話し合いの場である団体交渉において、貴会は代理人と称する貴会顧問弁護士らに交渉全般を丸投げし、本団交に出席していた度会常任理事は「私が答える内容も弁護士が答える内容も基本的には同じ」と嘯き、以降、当組合からの問いかけにはほとんど答えなかった。

このことは、2022年1月20日に東京都労働委員会で締結した和解協定「2 協会は、本件労使間における今後の労使関係の健全な構築のため、特段の事情のない限り、協会事務局の人事・労務に関する事項を議題とする団体交渉については、常任理事・事務局長の職にある者等、議題に相応しい者が出席して説明責任を果たすことを確認する。」の趣旨に反するばかりか、団体交渉における使用者としての交渉当事者が行うべき説明責任及び組合要求の実現可能性の模索、労使間での合意達成に係る役割をも果たしていない。

本団交におけるこのような貴会の団体交渉への対応に抗議するとともに、今後の当組合と貴会との団体交渉において、本団交と同様な事態が生じないように、代理人と称する第三者に団体交渉を主導・介入させずに、使用者側交渉担当者として誠実に当組合との交渉に応じることを要求する。

2. 遺憾ながら本団交において代理人と称する貴会顧問弁護士らの団体交渉の進行妨害により、交渉が深化しなかったが、貴会事務所前や末吉事務局長宅申し入れ等の当組合の組合活動の一環である諸々の団体行動権行使につき、貴会は警察と連絡を取り合い、また、2024年2月9日に松浦組合員を就業時間中に会議室に呼び出し、ヒアリングと称して組合活動に関する事情聴取を行う等の貴会の態様は、労働基本権である団結権・団体交渉権・団体行動権への挑戦であり、集団的労使関係を無化する労働組合への悪質な支配介入と言わざるを得ない。

2023年5月28日の第18回団体交渉、同年7月26日の第19回団体交渉でも団交議題となった、集団的労使関係に警察を介入させ、組合活動を警察に通報し刑事事件化を画策しようとする等のこれまでの

貴会の対応を、労使関係の根本である労使自治に基づき、真摯に反省し、あらためることを要求する。

3. 当組合は東京都労働委員会での和解協定に従い、団体交渉に出席すべき職責にある末吉事務局長が団体交渉に出席できるように配慮を行い、そのための譲歩や提案を行ってきたところである。しかしながら、貴会は団体交渉の都度検討する素振りを表しながらも、末吉事務局長が当組合による正当な組合活動である団体行動によって心身の健康を損なっている等、東京都労働委員会での調査過程では言及もされなかった不確かで曖昧な主張を口実に、末吉事務局長の団体交渉欠席を半ば永久的なものとし、和解協定を事実上無効化している。

東京都労働委員会での和解協定を遵守・履行しようとしないう貴会の態様は不誠実そのものであり、あらためて和解協定を遵守・履行することを要求する。

4. 末吉事務局長個人が如何なる状態に在ろうとも、また、末吉事務局長が個人的に組合嫌悪感情を抱いていたとしても、事務局長としての職責を有している限りにおいて、争議責任を免れる立場にないことは言うまでもない。しかし、当組合は東京都労働委員会における和解協定に従い、和解協定締結後の団体交渉開催要求書や2023年12月29日付の申入書にも記しているように、現状において末吉事務局長が当組合との団体交渉への出席が困難である場合を考慮し、せめて末吉事務局長が東京都労働委員会での和解についてどのように考えているのか、今後の団体交渉参加に向けた意向や具体的な取り組みを、末吉事務局長自身により当組合に書面で示してほしい旨を要求しているが、いまだ実現してはいない。再度末吉事務局長自身による意向を書面で示すよう要求する。

また、末吉事務局長が団体交渉に出席可能となるよう貴会が取り組み、事務局長としての職務を遂行できるようになるまでの期間が必要であるならば、2016年6月2日の第2回団体交渉以降、当事者間での話し合いができず、長らく未解決となっている2013年4月1日の事務局調整会議後の末吉事務局長による松浦組合員への暴力・パワーハラスメント行為の事実を認めて謝罪し、過去の反省に基づいて、職制上の地位が上位にある者がその優位性によって今後このようなことを行わず、協会事務局職員の良い労働環境を整備していく旨を書面により当組合に示すことを要求する。

5. 上記1. から4. につき、貴会の見解を 2024年4月15日まで、当組合宛に書面により回答すること。

6. なお、貴会の回答如何によっては、今に至るも東京都労働委員会における和解協定の誠実な履行の姿勢が窺われないこと、及び、2023年9月27日の第20回団体交渉から新たに参入した代理人と称する弁護士による和解協定を反故にせんとする実質的な団交進行妨害という事態に対し、再度労働委員会への不誠実団交申し立てに踏み切らざるを得ないことを申し添える。

以上

**【回答書送付先】**

郵送：品川区西五反田2-11-15 壺番館501Vプロ気付

東京南部労働者組合・日本知的障害者福祉協会 宛

E-mail：southwind@mbr.nifty.com

Facsimile：03-3490-0372